

生活環境の充実

第1節 安定した水の供給

- (1) 水源確保と水質保全
- (2) 供給施設の拡充・整備
- (3) 事業の健全経営

第2節 汚水処理の充実

- (1) 汚水処理施設の整備
- (2) 汚水処理事業の充実
- (3) 水洗化の推進

第3節 消防力の強化

- (1) 消防車両の配備
- (2) 消防施設の整備
- (3) 消防団活動の充実

第4節 防災機能の強化

- (1) 地域防災計画や
国民保護計画の推進
- (2) 防災施設の整備
- (3) 協力体制の充実

第5節 交通安全対策の推進

- (1) 道路交通環境の改善
- (2) 交通安全マナーの普及・啓発
- (3) 交通安全教育の推進

第6節 定住環境の充実

- (1) 住宅供給の充実
- (2) 住宅建設を
促進するための支援の充実
- (3) 住宅用地の供給
- (4) 建物の耐震化の推進

第7節 市街地の バリアフリー化促進

- (1) 市街地における
公共空間のバリアフリー化
- (2) 高齢者、障害者などへの配慮

第8節 防犯体制の整備・充実

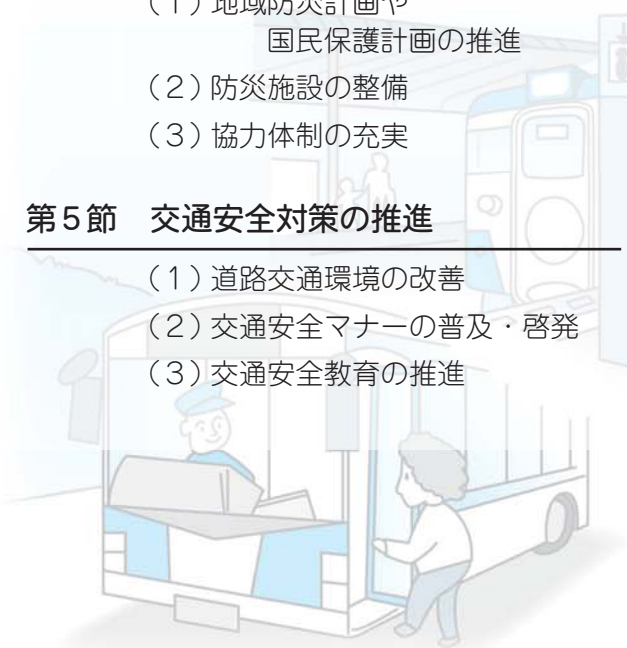
- (1) 防犯意識の高揚
- (2) 防犯活動の推進
- (3) 防犯環境の整備

第9節 消費者生活の充実

- (1) 消費者保護体制の充実
- (2) 消費生活における
知識の高揚、啓発
- (3) 消費者団体との連携

第10節 公園の整備

- (1) 都市公園の整備
- (2) 身近な公園の整備
- (3) 特色ある公園や緑地の保全・活用
- (4) 公園の管理



第1節 安定した水の供給

現況と課題

上水道は、私たちの生活の中で安全で安心な良質の水を供給する役割を担っています。

本市の水道事業は、公営企業法の適用を受けた水道事業と適用を受けていない簡易水道*1事業などで運営されています。また、料金は地区ごとにそれぞれ異なっており、水道使用量については、毎年減少傾向にあり、水道事業の効率的な運営が求められています。

このことから、水道事業運営の効率化と各地区の均衡化を図るため、簡易水道事業を公営企業法への適用を行い、事業の統合を行うとともに、料金体系を見直す必要があります。

また、安全で安心な良質の水の供給と、災害に強い水道を目指し、老朽化した施設をはじめ、送水管、配水管などを計画的に整備する必要があります。

上水道の状況

平成19年3月末

事業	給水戸数(戸)	年間有収水量(m ³)
水道	26,365	11,207,371
簡易水道	4,002	1,534,340
計	30,367	12,741,711

資料：水道課



小野上地区低区第2配水池

基本方針

いつでも、安全で安心なおいしい水を安定的に供給し、水道事業の健全で効率的な経営に努めます。

施策の展開

(1) 水源確保と水質保全

安全で安心なおいしい水を供給するため、地下水、湧水、表流水などの水道水源の確保や水質の管理を充実します。

(2) 供給施設の拡充・整備

浄水場などの各施設・設備については、施設の安全性と安定性の確保を図るとともに、災害に強い水道施設の整備を計画的に進めます。

また、効率的、安定的に良質の水を供給するために配水管の整備や老朽管の更新などを計画的に推進します。

(3) 事業の健全経営

水道事業の健全経営のため、各施設の維持管理など各種の事業推進にあたっては、計画的に経費の縮減を図り、経営の効率化を進めます。

また、水道料金体系の見直しについては、可能な限り市民負担を抑え、事業規模にあった適切な投資計画と財政分析を行い均衡化に努めます。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
老朽管 (石綿管) の更新	残延長19,334 m	残延長 3,790 m
鋳鉄管の更新	残延長30,694 m	残延長 24,880 m
有収率*2(簡易水道を除く)	83.8%	85.0%

*1 簡易水道：給水する人口が5,000人以下の小規模な水道です。

*2 有収率：料金徴収の対象となった水量を配水量で除した率をいいます。有収率が高いほど使用量徴収の対象とならない不明水が少なく、効率的といえます。

第2節 汚水処理の充実

現況と課題

水道水源、河川などの公共用水域や農業用水の水質汚濁が深刻化し、大きな社会問題となっており、汚水処理を適切に行うことの重要性がますます高まっています。清潔で快適な生活を維持することが、ますます重要となっています。

このため、本市では清潔で快適な生活を維持するための、公共下水道や農業集落排水施設*1の整備、合併処理浄化槽の設置などに取り組んでいます。

公共下水道の整備状況は、認可面積に対し、78.7%の整備率となっていますが、計画区域面積に対しては、49.8%と低くなっています。

また、農業集落排水事業では、平成18年度末で建設が完了した処理施設は16施設で、平成19年度から渋川地区内の川島地区や赤城地区内の深山・長井小川田地区の2地区の建設事業に着手しています。

さらに、公共下水道などの集合処理が難しい地区では、合併処理浄化槽設置事業を実施してきました。

今後は、より効率的な汚水処理を行うため、地域の実情に応じて効果的に事業を実施する必要があります。

また、環境保全や快適な生活環境の充実を図るため、より一層の汚水処理の充実を図るとともに、水洗化に対する市民意識の啓発を行う必要があります。

公共下水道事業の状況

平成19年3月末

事項	計画区域面積	認可面積	整備済面積	認可面積に対する整備率	計画区域面積に対する整備率
	1,802.5ha	1,139.5ha	897.2ha	78.7%	49.8%

資料：下水道課



公共下水道の整備

市民意識調査



- 川の水も汚染されてしまうので早急に整備をしてほしい。
- 下水道整備や側溝の整備をしてほしい。

基本方針

地域に適した汚水処理を実施し、定住環境の整備と公共用水域の水質保全を推進します。

施策の展開

(1) 汚水処理施設の整備

公共下水道については、認可区域の早期完了を目指すとともに、農業集落排水施設の整備についても、効率的に実施します。

公共下水道や農業集落排水施設による集合処理ができない地域に対し、合併処理浄化槽の設置を進めます。

また、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの適正な維持管理に努めます。

(2) 汚水処理事業の充実

効率的な汚水処理を行うため、長期的視点と地域の特性を踏まえ、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業の見直しを行います。

また、財政基盤の確立に努め、受益者負担に基づく健全な経営を図ります。

(3) 水洗化の推進

快適な生活環境の創出と公共用水域の水質保全を図るため、水洗化に対する市民意識の啓発を行い、汚水処理施設の整備が完了した地域では、早期水洗化を推進します。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
汚水処理普及率*2	66.0%	76.4%

*1 農業集落排水施設：農業用水域の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全などを目的として、汚水処理施設で、公共下水道施設と類似の施設です。集落が散在している農村部の集落ごとに小規模な処理場を置き、分散して汚水の浄化を行います。

*2 汚水処理普及率：公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備により汚水処理施設へ生活排水を排除できるようになった世帯の総世帯数に対する割合を示します。

第3節 消防力の強化

基本計画

現況と課題

本市は、非常備の消防団が、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の常備消防と連携を図り、火災や風水害などに対処しています。

市内には、常備消防として渋川地区に渋川広域消防署と、伊香保地区に西分署、小野上・子持地区に北分署、赤城・北橋地区に東分署の3つの分署があります。これに対し市の消防団は、渋川地区の2方面隊と、伊香保地区、小野上地区、子持地区、赤城地区、北橋地区の各方面隊による合計7方面隊32分団が組織されています。

消防団員は平成18年度末現在646人であり、条例で定められている定数688人に達していない状況で、若年層の生活スタイルの変化や自営業者の減少などから、団員の確保が年々困難となっており、大きな課題となっています。

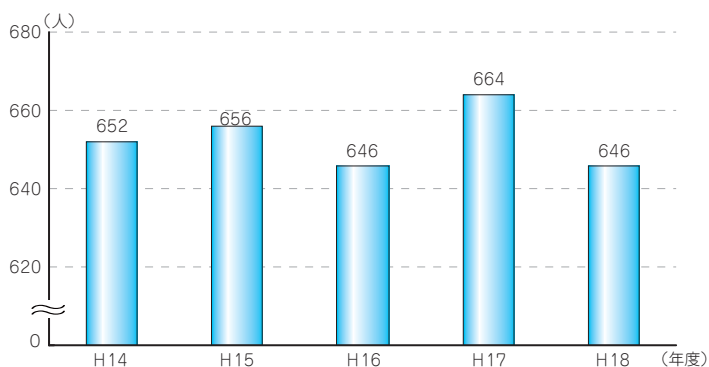
また、防火水槽、消火栓は、平成18年度末現在で1,559基となっており、本市の消防水利の充足率*1は61.3%となっています。防火水槽などの設置については、市全体の配置状況を考慮し、計画的な設置を推進し、充足率の向上に努める必要があります。

さらに、消防機能の向上を図るため、常備消防の強化を図るとともに、消防団が使用する老朽化した消防車両の更新や、活動の拠点となる消防団詰め所については、建て替えや補修を行う必要があります。

今後は、消防団員の不足を解消するため、消防団活動を広報などにより市民へ周知し、消防団への加入を促進していく必要があります。

生活環境の充実

消防団員数の推移



資料：行政課



日頃の訓練の成果を披露するポンプ車操法

基本方針

消防車両、消防施設の更新や整備による消防機能の向上と消防団の充実など、消防体制を整備し、消防力を強化します。

施策の展開

(1) 消防車両の配備

火災時の迅速な消火活動を確保するため、消防ポンプ自動車などを計画的に更新し、消防機能の維持・向上を行います。

(2) 消防施設の整備

火災時の消防水利を確保するため、防火水槽や消火栓を順次整備するとともに、消防団活動の拠点施設である消防団詰め所を計画的に整備します。

(3) 消防団活動の充実

火災や風水害などから地域住民を守るため、消防団の必要性、活動内容などを周知し、消防団員の定員確保に努めるとともに、消防団員の技術向上を図るため教育訓練などを支援します。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
防火水槽と消火栓設置数	1,559基	1,700基
消防団員数	646人	688人

*1 充足率：消防庁の基準により、必要な防火水槽や消火栓などがどの程度整備されているかを示す割合です。

第4節 防災機能の強化

現況と課題

大きな地震などの災害が発生した場合には、広範囲にわたり被害をもたらすことから災害に対する態勢を整えることが求められます。

本市は、三方を山々に囲まれた丘陵地となっており、集中豪雨などによる崖崩れや土石流などの被害が発生しやすくなっています。

このため、各種の災害対策の基本となる「地域防災計画*1」や武力攻撃災害時における住民の保護措置に関する「国民保護計画*2」を推進するとともに、市民活動の核となる自主防災組織の設立を推進し、防災意識の高揚を図る必要があります。

また、災害時の情報伝達手段の一つに、防災行政無線がありますが、現在は、各地区それぞれの異なる運用規程により情報を伝達していることから、緊急性や情報の正確性のため1か所の基地局から同時に情報伝達できる防災行政無線を整備する必要があります。

さらに、防災備蓄品は食糧と毛布を中心に、防災倉庫や各総合支所に備えてありますが、食糧については、平成18年度末現在で38,000余食を確保し、目標値を達成しています。今後は、各地区の配分割合について調整を行うほか、毛布などの備蓄品についても充実を図る必要があります。

防災協定の締結については、24の自治体と「災害時相互援助協定*3」を締結しています。今後は、災害時に、優先して食糧などの提供を受けることのできる民間企業などとの防災協定締結についても検討していく必要があります。

防災備蓄品主食状況 平成19年3月末

物 品 名	食数
サバイバルフーズ	11,640
とり雑炊	1,200
アルファ米(1食パック)	6,700
アルファ米(50食炊出し)	5,950
保存用パン	2,400
乾パン	10,230
計	38,120

資料：行政課



防災訓練

市民意識調査



- 万一の時のために市民と一緒に危険箇所の確認をしてほしい。

基本方針

市民が安全で安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりを推進するとともに、市民、関係機関、行政が一体となった防災機能の強化を図ります。

施策の展開

(1) 地域防災計画や国民保護計画の推進

「地域防災計画」や「国民保護計画」を推進するとともに、自主防災組織の設立を推進し、防災組織の充実に努めます。また、防災訓練などを実施し、防災意識の高揚を図ります。

(2) 防災施設の整備

災害から市民の生命、財産などを守り、安全を確保するため、市域全域への迅速な情報伝達手段を確保し、デジタル化による防災行政無線の基地局の一元化を図るとともに、難聴地域の解消を行います。

また、災害時の食糧、毛布など備蓄品の計画的な更新、配備を行います。

(3) 協力体制の充実

災害時に備え、災害時相互援助協定締結団体との連携を強化します。また、民間企業やボランティア団体との防災協定の締結を行い、協力体制の充実に努めます。

指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
自主防災組織の結成率	38.3%	50.0%

- *1 地域防災計画：地域に生活する全ての人の生命・身体・財産を災害から守るため、自治体、防災関係機関、事業所、個人がそれぞれ果たすべき責務と役割を明らかにした、地域における災害対策の基本計画となるものです。
- *2 国民保護計画：「国民保護法」に基づき、武力攻撃災害への対応など、国民の保護を目的に国・都道府県・市町村の責務、関係機関・国民の協力、その他の必要な事項を定めた具体的な計画です。
- *3 災害時相互援助協定：災害時の相互応援体制を明確にし実行性あるものとするとともに、災害弱者を優先とする被災者の収容など、それぞれの市の特性や自然環境を活かした相互応援を行うことを目的とした協定のことです。

第5節 交通安全対策の推進

基本計画

現況と課題

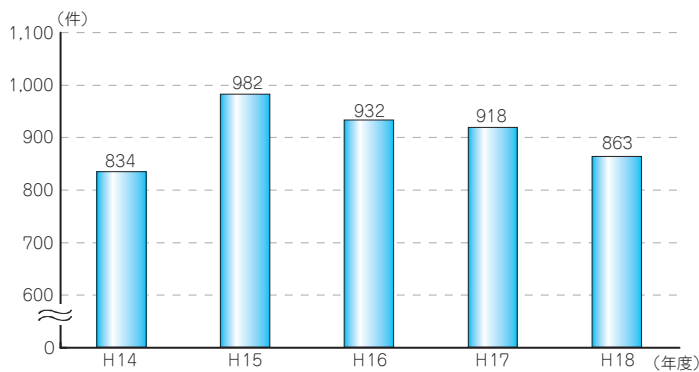
自動車交通量の増加や運転免許所持者の高齢化による交通事故が増加しています。また、飲酒運転をはじめとする重大な交通違反による交通事故の発生が大きな社会問題となっています。

本市においても、広域幹線道路の整備により、生活道路の通行量が増加し、狭い道路での一般車両のすれ違いや、緊急車両の通行に支障をきたしている箇所があります。こうしたことから、これまでも警察や関係機関と協議し、信号機、交通規制標識、ガードレールなどの交通安全施設の整備や交通安全思想の普及を推進してきました。

今後も、交通安全施設整備を進めるとともに、安心して歩行できる歩道などの整備が必要です。

また、一人ひとりの交通安全意識のさらなる高揚を図り、警察や交通指導員の協力を得ながら、子どもや高齢者などの交通弱者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全教育を推進していく必要があります。

交通事故発生件数の推移



資料：交通事故発生状況一覧（渋川警察署）



交通安全教室

市民意識調査



- 見通しの悪い道路にカーブミラーの設置をしてほしい。
- 通学路の整備、安全性の確保をしてほしい。
- 路上駐車や迷惑駐車の取り締まり強化をしてほしい。

基本方針

道路交通環境や交通安全施設の計画的整備により、交通安全の確保に努めるとともに、交通事故をなくすため、子どもや高齢者などの交通弱者の交通安全教育を推進します。

施策の展開

(1) 道路交通環境の改善

信号機、交通規制標識などについては、県公安委員会と連携し、設置するとともに、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設についても道路管理者と連携し計画的に設置し、自動車運転者や歩行者双方にとって安全な、道路交通環境への改善を図ります。

(2) 交通安全マナーの普及・啓発

広報活動や街頭キャンペーンなどの実施により、交通安全に対する意識の高揚を図ります。

(3) 交通安全教育の推進

警察や交通指導員の協力を得て、子どもや高齢者などに対する交通安全教育の推進に努めます。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
交通事故件数	863件	820件以下

第6節 定住環境の充実

基本計画

現況と課題

本市の人口減少の主な要因としては、若年層の転出があげられ、転出数では渋川地区が最も多く、次いで伊香保地区となっています。

このため、安心して住める住宅の供給などにより、定住環境を整備し、活力あるまちづくりが求められています。

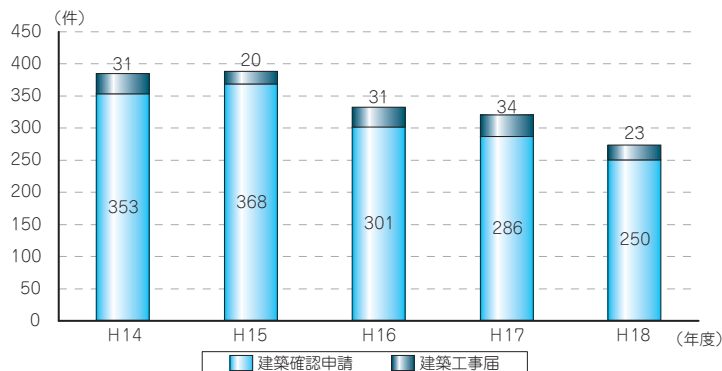
本市では、住宅困窮者へ住宅の供給を行うため、428戸の市営住宅を整備していますが、市営住宅は、入居希望者が多く、常に待機状態となっています。このため、借上賃貸住宅*1の制度により、待機者の解消などに努めています。

今後も、引き続き借上賃貸住宅などの制度の有効活用を進める必要があります。

また、一部の市営住宅が老朽化しており、これらの改修を行う必要があります。

さらに、良質な住宅用地を供給するとともに、勤労者住宅建設等資金利子補給制度を見直し、国や県などの住宅建設資金融資制度の活用を促すなど、定住環境の充実を図ることが必要です。

建築確認申請の推移



資料：建築住宅課



土地開発公社が造成を行った「浅田住宅団地」

※建築基準法第6条第1項第4号の建物に限る。(木造2階建程度)
※用途は一戸建ての住宅、一戸建ての住宅で店舗・事務所を兼ねるものに限る。
※共同住宅は除く。

市民意識調査



- 国民年金などでも住めるような低家賃の家を造ってほしい。

基本方針

入居者が安全で快適な生活を送ることができるよう住宅管理を行うとともに、良質な住宅用地の供給に努め、定住環境の充実を進めます。

施策の展開

(1) 住宅供給の充実

借上賃貸住宅などの有効活用を図るとともに、住宅困窮者へ住宅の供給を行い、定住環境の充実を図ります。

また、新たな市営住宅の建設や建替の検討を行うとともに、老朽化した建物本体や設備の改修を行い、入居者が安全で快適な生活を送れるよう整備を進めます。

(2) 住宅建設を促進するための支援の充実

住宅の建設を促進するため、住宅建設資金の利子補給などの支援について検討を行い、定住環境の充実に努めます。

また、住宅建設への県などの支援制度についても、普及や啓発に努めます。

(3) 住宅用地の供給

定住環境の充実に図るため、民間宅地開発事業者が宅地開発を行う際には、市が適切に誘導するとともに、土地開発公社*2による良質な住宅用地の供給を促進します。

(4) 建物の耐震化の推進

地震による建築物の倒壊を未然に防ぐため、「耐震改修促進計画」に基づき、住宅や公共建築物などの耐震化を推進し耐震化率の向上に努めます。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
市営住宅の改善・整備率	22.8%	40.0%

*1 借上賃貸住宅：民間の土地所有者などが建設する賃貸住宅に、条例で定める要件を備えた住宅困窮世帯を対象として家賃を助成し入居してもらうため、土地所有者などと賃貸契約を締結し、借り上げる住宅です。

*2 土地開発公社：市が、地域の秩序ある整備を図るために、必要な公有地となるべき土地などの取得や造成を行わせるため、設立した特別法人です。

第7節 市街地のバリアフリー化促進

現況と課題

高齢化の急激な進展とともに、ノーマライゼーション*1の理念が浸透しつつあり、高齢者、障害者などが自立した日常生活と社会生活を送ることのできる環境づくりがますます重要となってきています。

このことから、国では、高齢者、障害者などの移動や施設の利便性、安全性の向上を図るため、平成18年度に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:バリアフリー新法)を制定しました。

本市では、公共施設へのエレベーター設置をはじめ、土地区画整理事業などを通じ、市街地における歩道の段差解消などのバリアフリー化に取り組んできましたが、歩道が、公共施設と連続していなかったり、地形的に傾斜しているため、整備が難しく、段差が解消されていない箇所がまだ残っています。今後、高齢者、障害者などが自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、公共施設や商業施設が集まる市街地区域において、安全で安心して屋内外を移動することができる障壁のない空間の創出を図る必要があります。



点字ブロックなどが整備された「渋川新町」バス停

市民会議の提言



行政が
できること

- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公衆トイレや道路などのバリアフリー化を進めてほしい。

市民意識調査



- 公共トイレのユニバーサルデザイン化をしてほしい。

基本方針

高齢者や障害者をはじめ誰もが住みやすく、誰にとってもやさしいまちを目指します。

施策の展開

(1) 市街地における公共空間のバリアフリー化

JR渋谷駅を中心とする市街地域内におけるバリアフリー化を図り、バリアフリー新法の趣旨を踏まえ、誰もが安全で安心して円滑に移動できる空間づくりを推進します。

また、市民が集う公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、商業施設などのバリアフリー化を促進し、市と事業者との協働による安全で安心して利用できるユニバーサルデザイン*2を取り入れた施設づくりに努めます。

(2) 高齢者、障害者などへの配慮

市民、事業者と市とが連携して、高齢者や障害者などの自立した生活を支援するとともに、商店街などの地域コミュニティやボランティア団体が行うバリアフリー化を推進するための市民活動を促進します。

指標

項目	現状値(平成18年度)	目標値(平成24年度)
あんしん歩行エリア*3歩道整備率	48.2%	69.0%

- *1 ノーマライゼーション：障害を持つことが特別なことではなく、障害があってもなくても同じ生活が送れる社会こそが本来あるべき姿であるとする理念です。
- *2 ユニバーサルデザイン：ユニバーサルという言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいいます。
- *3 あんしん歩行エリア：交通事故削減と安全で快適な歩行環境を整備するため、県が市と共同して定めたJR渋谷駅から四ツ角周辺地区までの区域をいいます。

第8節 防犯体制の整備・充実

基本計画

現況と課題

都市化の進展や生活様式の変化、地域の連帯意識の低下や相互扶助意識の希薄化により全国的に犯罪が低年齢化、凶悪化している一方、都市の規模に関係なく児童生徒などを狙う身近な犯罪も多発してきています。

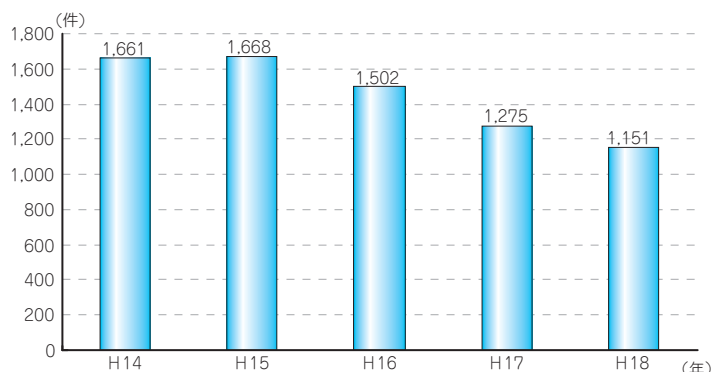
本市では、児童生徒などが事件に巻き込まれないよう、学校区を中心とした地域住民によるパトロールが各地域で実施されています。これにより、きめ細やかな地域防犯体制が整い、こうした体制が、特に小学校低学年の児童を持つ保護者からは大きな支持を得ています。

このようなことから、警察などの関係機関との連携、協力を図りながら、防犯に関する情報提供などにより、防犯意識を高め、市民相互の連帯意識の高揚を図り、地域防犯体制を一層充実していく必要があります。

また、夜間の犯罪などの発生を未然に防ぐため、今後も身近にある防犯灯の果たす役割がますます大きくなっていることから、各地区によって異なる設置の方法や維持管理費の取扱いを早期に統一し、より効率的な設置を進めていく必要があります。

生活環境の充実

刑法犯認知件数の推移



資料：渋川警察署



子どもの安全を見守る市民ボランティア

市民会議の提言



市民ができること

- パトロールで見張る地域でなく、声を掛け合い見守る地域にしていく。

市民意識調査



- 子どもや高齢者が安心して暮らせるように。
- 地域の目で子どもを見守れる体制づくりをしてほしい。

基本方針

多様化する犯罪を未然に防止し、市民が平穏に暮らせる安全で安心なまちづくりを目指します。

施策の展開

(1) 防犯意識の高揚

警察などの関係機関と連携し、地域における防犯活動や防犯教育を実施し、連携、協力を強化するための新たな方策の検討を行い、市民相互の連帯意識や防犯意識の高揚に努めます。

(2) 防犯活動の推進

通学中の犯罪被害や事故を未然に防ぐため、子ども安全協力の家^{*1}の充実に努めるとともに、各学校と関係団体と連携したパトロールを実施します。

また、安全で安心な生活ができる地域社会を実現するため、これまで各地区で実施してきた各種事業を踏まえて、防犯活動の一層の推進を図ります。

(3) 防犯環境の整備

各地区の防犯灯の設置や維持管理費の取扱いを統一するとともに、夜間の犯罪発生防止のための街路灯や防犯灯を整備し、安全な生活環境づくりを行います。

指標

項目	現状値(平成18年度)	目標値(平成24年度)
防犯灯設置数	7,138基	7,600基
刑法犯認知件数	1,151件	10.0%の削減

*1 子ども安全協力の家：児童生徒が、不審者や痴漢に遭遇するなどして、身に危険を感じたときや、急病のため助けを求めたりするときなどに、保護や世話をしていただける家のことです。

第9節 消費者生活の充実

基本計画

現況と課題

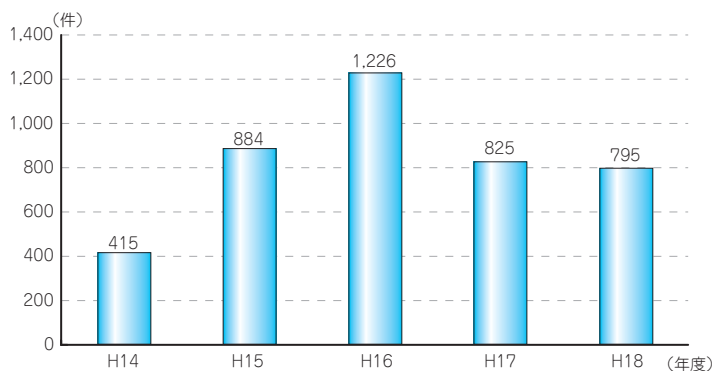
近年のインターネットの普及や生活様式の変化に対応した商品の多様化や情報、販売方法などにより、日常生活が便利になる反面、これらのサービスを悪用した商法の増加が全国的に広くまん延し、特に高齢者を狙った悪質商法が社会問題となっています。

本市においても、消費生活に関する相談や暮らしに役立つ情報提供、消費者団体活動の支援、消費者教育の推進などを行うため、消費生活センターを設置しています。消費生活センターに寄せられる相談件数は、平成9年度の118件から平成16年度では1,226件と急増し、平成16年度をピークに減少傾向に転じましたが、1件当たりの相談額については、依然増加しています。

このようなことから、広報紙、チラシ、講演会などにより市民向けの情報を提供し、被害の未然防止や消費生活における知識の高揚、消費者教育の充実に努めるとともに、相談員の紛争解決における交渉力の習得や体制の充実を図り、くらしの会などの消費者団体を通じた地域への啓発活動方法の検討を進めていくことが必要です。

生活環境の充実

浜川市消費生活センター相談件数の推移



資料：浜川市消費生活センター



消費生活展

基本方針

市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費者意識の啓発に努めるとともに、消費者利益の保護と自立対策を推進します。

施策の展開

(1) 消費者保護体制の充実

ますます複雑、多様化している消費生活についての相談や苦情に対応するため、関係機関と連携を図りながら、問題の早期解決と被害の未然防止に努めます。

(2) 消費生活における知識の高揚、啓発

消費者講座や消費生活展などを開催し、消費生活における知識の高揚や消費者教育の充実を図るとともに、欠陥商品などの商品情報の提供を行います。

(3) 消費者団体との連携

自主的な消費者活動を進める消費者団体とのさらなる連携を強化するとともに、こうした活動への支援を行います。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
消費生活関係講演会の開催回数と参加者数	年11回 511人	年17回 710人

第10節 公園の整備

現況と課題

公園は、日常生活の憩いと安らぎの場として非常に重要な役割を果たしています。また、災害時には、地域における避難場所としての役割も担っています。市民意識調査では、公園や緑地、子どもの遊び場の整備を望んでいる人の割合が3人に1人の結果となっています。

本市の公園は、都市公園36か所、都市公園以外の公園36か所の合わせて72か所が設置されています。身近な公園から本市の自然特性を活かした渋川スカイランドパークや渋川市総合公園のような大規模な公園まで、様々な公園があり、それぞれの設置目的に沿って、多くの市民に利用されています。

都市計画区域における都市公園の設置状況は、平成18年度末で、国の基準である一人当たりの目標公園面積10㎡を上回る18.8㎡となっています。しかし、市街地を中心とした用途地域内での設置状況では、一人当たりの目標水準5㎡のところ2.7㎡であり、目標水準を下回る結果となっています。

今後は、身近で小規模な街区公園の整備を進めるとともに、大規模な公園の整備については、それぞれの設置目的や利用方法、周辺自然環境との調和に配慮していく必要があります。

また、既存の公園については、安全で楽しく利用ができるよう、適正な維持管理を行うとともに、安全管理の充実が求められています。



新町せせらぎ公園

市民会議の提言



行政が
できること

- 子どもたちが戸外で伸び伸びと安心して遊べる場所として整備してほしい。

市民意識調査



- 子どもが遊べる公園や施設を増やしてほしい。

基本方針

市民の健康の増進やうるおいのある生活環境などの形成を図るため、公園の整備を推進します。

施策の展開

(1) 都市公園の整備

「緑の基本計画*1」をはじめとした、緑豊かな街の将来像を実現するための指針などに基づいた公園の整備を行います。

(2) 身近な公園の整備

市民が日常的に利用する身近な公園については、子どもたちやお年寄りが安心して使えるよう、安全面や防災機能に配慮した整備の推進を図ります。

(3) 特色ある公園や緑地の保全・活用

地域の自然特性を活かした公園整備を行うとともに、緑地の保全や活用に努めます。

(4) 公園の管理

公園の安全管理を徹底するとともに、老朽化した公園施設については改修を行います。

また、利用者のモラルの向上を図り、地域住民による自主的な維持管理を積極的に推進し、市民がより親しめる公園の維持に努めます。

指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
都市公園の整備面積	136.6ha	137.1ha

*1 緑の基本計画：「都市緑地法」に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。この規定により市町村が計画し、独自の緑の街づくりが進めることができます。